

○財務省告示第四十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年一月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十

九回）

二 発行の根拠 法律及びその
法律及びその
別会計に関する法律（平成十九

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法

以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

五

方募

イ

口

ロ

六

イ

発

入札発競争	入札発競争	入札発競争	・別第II非	債参加者	行及び	争入札発	非入札発	者格第I	特・別参加	国債市場	入札発競争	入札発競争	法入決定
-------	-------	-------	--------	------	-----	------	------	------	-------	------	-------	-------	------

発別にご
行参よと
「加るに
と者発応
い・行募
う第(限
」II以度
非下額を
格国定め
競争市る
入場も
札特の

込募各当も各
み限国ての申
の度債るか込
応額の市場。らみ
募範の特。そのう
額を囲別。ち
を割内に参加者
りにお。ご
当いて。各
て。申。各。申
る。各。申。各。申

額にち、金額で七千三百七十億円
うに基、き、政、法、行、し、た、利、付、国、債、に
定、い、て、は、五、千、六、百、十、万、円、特、別

に規定に、同法第百四十八万五千六百五十万円の
規、定、に、基、づ、き、政、法、第、一、百、七、十、七、条、第、一、項、の、規、定、に、基、づ、き、同、法、第、百、四、十、八、万、五、千、六、百、十、万、円、特、別、に、

九 八

七

ハ

ロ

イ

ハ

ロ

振 額 最
替 単 位

払 込 金 額

額の振替法の規定による最低額の金と

五万円

千八百九億二千八百十六万円

円 六 万 七
百 円 千 六
十 百 五
六 十 十
億 三 億
九 千 二
千 百 三
十 二 万

行 争 非 者 特 国 入 価 格 競 争

で 千 四 十 九 億 円

た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七

で 六 百 二 十 三 億 円

た 利 付 国 債 に つ い て 、 額 面 金 額

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 七

十 十
イ 一
発

ロ

十 十
三 二

十 十
四

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 価 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格 日

初
期
利
子

平 成 二 十 八 年 一 月 十 二 日

額 面 金 額 百 円 に つ き 百 三 円 八 十
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 三 円 八 十
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 三 円 八 十
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 三 円 八 十

年 一 ・ 四 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に 規
定 算 出 し た 金 額 を 第 二 十 号 に 規
定 する 期 日 に 払 い 込 む も の と す
る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4 \times 23}{100 \times 365}$$

平 成 二 十 八 年 六 月 二 十 日 を 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
規 定 する 期 日 に つ い て 同 じ) 。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4 \times 1}{100 \times 2}$$

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の利子

平成二十八年一月十二日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成五十七年十二月二十日 利率をその日以前六月間に属す 日を、支払期とし、各支払期にお 毎年六月二十日及び十二月二十